

さがけいばナイトー開始イベント等広報事業に係る企画コンペへの参加を募集します。  
参加希望者は、次の事項に従いお申し込みください。

令和2年5月15日

佐賀県競馬組合 管理者 小林万里子

## 1 企画コンペに付す事項

### (1) さがけいばナイトー開始イベント等広報事業

### (2) 業務の目的

令和2年度10月から実施するさがけいばでのナイトー競馬の開催を広く広報することでイブニングの時間からさらに遅くまでさがけいばが開催していることの周知及び来場を促し来場者の増、ひいては売得金の増を図りたい。

ナイトー開催の愛称を公募により募集・決定し愛着のあるさがけいばナイトーを、幅広い年齢層に定着させる広報、来場を促す広報展開を実施すること。また、佐賀競馬場内をイルミネーション等により場内装飾を施し、かつ、イベントを定期的実施することにより、ヘビーユーザーのみならず競馬に興味の無い方、競馬から足が遠のいている方など幅広い層のお客様へアピールし、競馬ファンの裾野拡大を図り、来場者の増、売得金の向上を図る。

### (3) 業務の内容

#### ア. さがけいばナイトーの愛称募集

公募・集計・発表にかかるイベントを一括すること

#### イ. 佐賀競馬場内をイルミネーション等で装飾することによる来場者の誘客

#### ウ. イベントの実施

ナイトー開始日の点灯式、Wグランプリ時の誘客イベント

#### エ. 上記の内容を効果的かつ効率的に周知・誘客できる広報業務

### (4) 上限額 15,000,000円(税込み)

### (5) 履行期限(契約期間)

契約締結の日から令和2年12月31日まで

### (6) 履行場所 佐賀競馬場(鳥栖市江島町字西谷3256番228)

## 2 企画コンペ方式に参加するものに必要な資格

(1) 佐賀県競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 競馬(JRA、地方競馬の別は問わない)をはじめとする公営競技の広報事業を請け負った実績があるもの。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者で

ないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 公募開始の日から6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなったものでないこと。

(7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。又は、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴右翼団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は、関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。